

## 子どもの学び支援事業について

生活福祉課

### 1. 政策等の背景・目的及び効果

子どもの学びは、学校だけでなく学校外教育として多くの子どもたちが学習塾をはじめ習い事に通っている状況があります。なかでも小学生においては約7割の子どもたちが通っているとされていますが、一方で本市が令和7年9月に実施した生活保護受給世帯へのアンケート調査では約3割に満たない子どもしか通っていない現状となっています。

子育て世帯の家庭の経済状況によって、子どもたちの学びの格差がある状況を踏まえ、福祉部局だけでなく、子どもや教育分野の部局との協議を踏まえ、子どもたちが学びたい、習いたいという想いを諦めることがないよう、学びの格差及び貧困の連鎖の防止に向けた支援策を取りまとめたことから報告するものです。

## 2. 内容

- (1) 対象者 生活保護受給中の小学3年生から小学6年生
- (2) 対象費用 学習塾や習い事にかかる費用のうち、月謝及び受講料等
- (3) 補助額 1人当たり 1万円/月（上限）
- (4) 支給方法 償還払い

※対象世帯が事業者等に費用支払い後、領収書など必要書類とともに申請（電子申請も想定）をいただき、かかった費用を支払う償還払いを原則としますが、事前に費用を支払うことが困難な世帯に対しては、事業者等に直接支払う対応も行います。

## 3. 実施時期等

令和8年（2026年）4月

## 4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標15 子どもたちが健やかに育つことができるまち



## 5. 関係法令・条例等

生活保護法

## 6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 11,760千円（令和8年度（2026年度）当初予算計上予定）

支出内訳：補助金

小学生（3年生～6年生：138人）× 70.7% ÷ 98人（補助対象者）

〔生活保護受給世帯の子どもを対象とした塾・  
習い事に関するニーズ調査により算出〕

（\*令和7年9月26日時点で試算）

98人 × 12か月 × 1万円（補助上限額/月） = 11,760千円

《財源》 一般財源： 11,760千円